

3長与秘発第307号

令和4年4月25日

長与町農業委員会
会長 水谷 勉 様

長与町長 吉田 慎



令和3年度 農地等利用最適化施策の推進に関する意見書について（回答）

日頃より町政に対しましては、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、先般よりご要望をいただきました、標記の件につきまして、別紙のとおり回答
させていただきますので、よろしくお願いたします。

担当課

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

長与町役場 総務部 秘書広報課 廣橋

TEL : 095-801-5780 FAX : 095-883-1464

E-mail : hisho@nagayo.jp

令和3年度 農地等利用最適化施策の推進に関する意見書について（回答）

長与町農業委員会 会長 水谷 勉 氏 要望

農地等の利用の最適化施策につきまして、より効率的、効果的に推進するため、長与町農業委員会として意見および提案をとりまとめましたので、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき提出します。

はじめに

長与町の農業は、県内他の自治体と同様、高齢化の進行や後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の増加等、早急に解決すべき課題が山積しています。

また、本町は、急傾斜地で整備困難な農地が多く、大型機械が使用できず農作業の効率化が図れない問題もあり、後継者不足に拍車をかける要因にもなっております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、長与町農業委員会として「農地等利用最適化施策の推進に関する意見書」を提出しますので、町の農業施策に反映されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

1. 担い手への農地の利用集積・集約化について

○農地中間管理事業の推進

地域農業者を対象に、平成30年に実施した農地利用最適化アンケートにおいて、約5割の農業者が後継者未定と回答している。このことは将来的に遊休農地の増大につながるおそれがあり、早期の対策が必要と考える。こうした状況を鑑み、農地の貸借については、農地中間管理機構を通し地域の中心経営体へ農地を集積するよう町としての積極的な取り組みを求める。あわせて、農業者に対し、農地中間管理機構の認知度、理解度を高めるための周知活動に努めていただきたい。

→回答

町では、農地の流動化を図るため、農地中間管理事業を推進しております。具体的には、農用地利用集積計画の更新対象者、新規就農者並びに農地拡大希望者等へ農地中間管理事業の活用を推奨しております。

また、令和3年度より町単独補助事業として創設した耕作放棄地再生事業補助金の要件として、農地中間管理事業による農地借用を行った場合は補助金の加算を行う等、農地中間管理事業活用への誘導を図っているところです。

農業者への周知に関しては、農業委員会の農家台帳更新時に産業振興課が実施する農地の貸借希望調査と併せて農地中間管理事業活用のパンフレットを配布することにより周知を行っております。

今後とも、認定農業者の研修時に農地中間管理事業の説明を行う等、様々な機会を活用しながらメリットの周知に努めて参ります。

○農地中間管理事業の活用強化

機構を通した農地の貸借（農地中間管理事業）について、現状は貸出意向があっても受け手が確定していない場合は、事業を利用することができないため、活用できるはずの農地が将来再生不能農地になってしまう可能性がある。

農地中間管理事業を促進するためには、農業者にとってより有益かつ利用価値のある事業を推進する必要がある、農地中間管理機構が主体的にその役割を担うべきと考える。機構に対し以下の取り組みを求めるとともに、町についても、機構への積極的な働きかけを求める。

- ・農地が荒廃する前に次の担い手へつなぐことができるよう、借受け見込みのある農地については、受け手が確定していない場合でも機構が借り受け、貸出を推進する体制整備を図ること。
- ・遊休農地についても、機構が一団として借り受け、伐採など簡易な整備を行い再生させた後、ある一定規模で貸し出すなど、農地の集約化を図る取り組みについて推進を図ること。

→回答

ご意見いただいた農地中間管理機構への要望については、長与町農地中間管理事業推進チーム会において、農地中間管理事業を運営する長崎県農業振興公社に対し、町から要望させていただきます。

○持続可能な農業体制確立のための環境整備

農業の継承には、農業に参入しやすい環境整備が必要と考える。そのため、規模の大小に囚われない各地域の特性に応じた基盤整備を図るとともに、スマート農業を推進し、作業の省力化、効率化を図ることで、農作物の生産性、収益性を高めることができるよう、町の積極的な取り組みを求める。なお、スマート農業の推進にあたっては、環境への影響など様々な角度からの研究、検討が必要と考える。

また、農業所得向上の観点から、ミカン以外の作物への転換も重要と考える。イチゴ、ブルーベリーなど高収益作物への転換についても積極的な支援を求める。

→回答

現在、岡地区において大型基盤整備事業計画が進行中ですが、計画から事業完了まで長期間かかることから、地域の特性に応じた小規模基盤整備を推進していくこ

とは重要であると考えます。町単独補助事業として小規模基盤整備事業の補助制度がございますが、農業者の皆様がより利用しやすい補助制度のあり方について検討して参ります。

スマート農業の推進については、長与町第10次総合計画においても記載しているところです。町では、令和3年度より町単独補助事業としてスマート農業推進事業補助金を創設し、ドローンの操作資格取得費用の2分の1を助成しております。資格取得後は、JAが受託業務として実施する水田のドローン防除にも参加を促し、自己農地以外の水田防除にも積極的に取り組んでいただくよう推進して参ります。

また、令和3年度から4年度にかけて、令和3年度採択農林水産省「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」により、県や町、JA、民間企業などで「長崎かんきつスマート農業実証コンソーシアム」を構成し、生産から出荷、流通までの様々なスマート農業技術の実証を行っています。実証中ではありますが、ドローンを活用した柑橘防除では慣行防除と同様の効果があり、中山間地域である本町において期待が持てる結果となっております。今後は環境面等への影響等も考慮しつつ、情報共有を図りながらスマート農業の推進に努めて参ります。

ミカン以外の作物への転換については、栽培技術の確立による品質の均一化や販路が重要であるため、JAの生産者部会が設立されているいちじくやキウイ、びわ、いちご等への転換を推奨し、苗木の補助やハウス設置の補助等を行って参ります。

さらに、同じ柑橘類ではありますが、レモンについては国内需要及び販売単価が高く、販売期間を長くとることができ、有害鳥獣被害も少ないことから、ミカンの代替作物として有効であると思われまます。JAの販路も確立されており、苗木の補助も利用可能です。

また、柑橘経営の補完品目として、伊木力地区の一部の生産者が取り組んでいる「ユウカリ」等の枝物はJAの販路があり、例年安定的な販売となっており、軽量であるため高齢者であっても生産できる品目と思われまます。また、露地栽培においては「インゲン」や「スナップエンドウ」等の豆類は價格的にも安定しており、果樹地帯でも推奨されまます。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

○遊休農地の発生防止

遊休農地の発生を未然に防ぐためには、荒廃する前に新たな担い手へつなぐことが重要であり、そのためには、高齢で農業ができない、後継者がいないなどの農家の情報を早期に把握することが不可欠である。町、農業委員会、JA等関係機関が互いに連携し情報を共有することができる体制整備が必要である。

→回答

遊休農地の発生防止に向けて連携を図るため、令和3年度より2ヶ月に1度、農業委員会総会後の農地利用推進会議に町産業振興課職員が参加させていただいております。当会議では、町で調査した貸出希望農地やJAの柑橘部会脱退者情報等を共有し、農業委員並びに農地最適化推進委員の皆様に現地確認や所有者の意向確認をお願いさせていただきました。今後とも農業委員会、JA等関係機関と密に連携し、荒廃する前に新たな担い手へ農地の引き渡しができるようマッチングに努めて参ります。

○耕作放棄地再生に対する補助制度の充実

遊休農地は、斜面地や狭小地、作業道がない等条件不良の場所が多く見受けられるが、一定整備を行えば再生できる農地もあるため、令和3年度に新設された「耕作放棄地再生事業」について今後も継続的な支援を求める。

→回答

耕作放棄地再生補助金については、令和3年度に3件の利用があり、A分類30a、B分類27aの耕作放棄地再生につながりました。当補助金は意欲がある農業者の規模拡大に対し、有効な制度となっておりますので、今年度も継続して参ります。

○JAとの連携による遊休農地解消

果樹栽培は生育に年数を要するため、個人が一から木を生育するとなると、技術的にも経営的にも難しい。そこで、JAとの連携により、遊休農地などをJAが借り受け、収益が上がる程度まで木を育て希望者へ貸し出す、代行栽培の実施を検討してはどうか。遊休農地解消にあわせ、新規参入の促進、ミカン収穫量の確保にもつながると考えるため、費用対効果などその実現性について研究、検討を提案する。

→回答

現在、JAが運営する(株)アグリ未来長崎が新規就農者へのハウスリース事業を実施しており、イチゴ・スナップエンドウの栽培を行っておりますが、経営は厳しい状況となっております。

ご提案いただいたJAが遊休農地を借り受け、柑橘の代行栽培を行い希望者へ貸し出す事業については、JAでは農地の貸借ができないため、法人である(株)アグリ未来長崎が実施主体となる必要があります。柑橘栽培は定植から収穫まで長期間にわたるため、採算性を考慮し、慎重に検討する必要があると思われま

3.新規参入の促進について

○多様な担い手に対する支援

高齢化の進行などにより農業後継者の確保が難しくなっている現状において、今後は、認定農業者だけでなく、農業に意欲のある多様な担い手を育成、確保することが必要と考える。そのため、定年帰農者や早期退職帰農者など、若年層以外への就農支援制度の確立や、兼業農家に対する支援、さらにはシルバー世代の担い手の育成など、様々な担い手の確保及び支援を求める。

また、より就農を促進するため、ミカン以外の品目に特化した営農講習会の実施など、対象を農業者に限定せず幅広く周知し、新規参入者の確保に努めていただきたい。

→回答

新規就農相談につきましては、長与町農業支援センターが中心となり、長崎県新規就農相談センター、県央振興局長崎地域普及課と連携しながら、技術習得支援研修の案内や国の補助制度の活用、農地の貸借等総合的に支援を行っております。

また、町の独自事業といたしまして、令和3年度よりみかん講座を実施し、農業経験が浅い新規就農者や定年帰農者等、16名の方々にご参加いただきました。令和4年度は農地を持たない一般の方にも募集しており、就農支援を行って参りますが、農業事業を実施している公益社団法人長与・時津シルバー人材センターを定年帰農者の受入先として紹介を行うなど、連携を図って参ります。

みかん以外の品目に特化した営農講習会につきましては、JAが2ヶ月に1回、野菜栽培講習会を行っており、一般の方も参加できることとなっておりますので、広報等で周知を行って参ります。

○若い世代の担い手の確保

後継者不足は農業振興における大きな課題であり、やはり若い世代の担い手の確保は不可欠である。そのため、早いうちから農業への興味を促すため、例えば農業関係学校の生徒などを対象とした新規就農補助制度の周知や、小中学生に対しスマート農業をはじめとする機械化された農業を積極的に紹介するなど、将来の就農につながる取り組みが必要と考える。

また、コロナ禍におけるリモートワークの推進により、現役世代も場所に囚われない働き方が可能となってきている。そういった若い世代を兼業農家として取り込むことも、担い手確保の可能性の一つとなりえるのではないかと考える。

これまでとは異なる視点から農業の魅力を発信する取り組みが必要である。

→回答

将来の担い手確保に向けて、子供たちに農業の魅力を伝えることは重要であると考えます。令和4年度から、町内で農業体験・漁業体験ができる「ながよグリーン・ツーリズム」がスタートしました。町としてもグリーン・ツーリズムを推奨し、多くの子供たちに農業の素晴らしさを伝えて参ります。

また、リモートワークの普及等による若い世代の兼業農家の取り込みについては、現在、農地取得の下限面積を廃止するよう農地法が改正される動きもありますので、国の動向を注視しながら対応を検討して参ります。

4. 町の単独補助事業について

農業経営は、相当な時間、労力及び資力が必要となるため、町やJA等による経済的支援は、農業経営者にとって非常に重要かつ不可欠なものとなっている。また、新規参入者にとっても、参入しやすい環境整備につながるため、今後とも補助制度の継続を求める。

先述した「耕作放棄地再生事業補助金」をはじめ、有害鳥獣対策の防護柵設置費用補助や、苗木購入に対する補助など、既存の補助制度においては、対象枠の拡大や要件の緩和など、さらなる拡充の検討をお願いしたい。

さらには、新たな支援策として、農業機械の購入補助や無償貸出制度、新規参入者の農地賃借料の助成など、経営拡大、生産拡充につながる支援についてもご検討願いたい。

→回答

町単独補助事業については、JAや農業者等の意見を聞きながら、時代のニーズに合った改定を毎年行っているところです。令和4年度は柑橘の苗木価格の上昇を踏まえ、柑橘苗木購入の補助率を従来の4分の1から3分の1へ改定させていただきました。

ご要望いただいた新たな支援策については、県の補助制度や他市町の補助制度等も参考にしながら効果的な支援を行って参ります。

5. 事務局の体制整備及び行政、JAとの連携強化について

平成28年度法律改正により必須業務となった農地利用の最適化の推進等により、農業委員・農地利用最適化推進委員の現場活動が多様化、複雑化する中、サポートする農業委員会事務局の果たすべき役割と業務量は格段に増加しており、現在の人員では適正かつ迅速な業務の履行が困難な状況である。必要なのはマンパワーであり(正規

職員)、委員の活動をサポートするのは、事務局職員であることから、農業委員会事務局の体制整備を求める。

また、町内農地の現状把握や、一体となった農地の利用の推進体制を強化するため、町、J A等関係機関とより一層の連携が必要と考える。

→回答

社会経済情勢が大きく変化し、行政ニーズもますます多様化する昨今、本町の行政運営においては限られた財源の中、様々な課題に対応しサービスの向上を図っていく必要がございます。

組織体制の整備にあたっては、業務全体のバランスを考慮するとともに、人材育成やデジタル技術の活用など積極的な業務改革による効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくよう努めてまいります。

また、農地利用推進会議等を活用し、農業委員会及びJ Aと連携しながら農地利用の推進を図ってまいります。